

「証券総合口座取引約款新旧対照表」

新	旧
<p>(第5章 - 4 . 届出事項の変更) (1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) お客様が上場会社等の役員等(内部者)に該当するか否かにつき変更があったときは、遅滞なく当該変更内容について当社に届出ていただきます。 (平成 19 年 10 月 1 日改訂)</p>	<p>(第5章 - 4 . 届出事項の変更) (1) 氏名、住所およびお届け印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きにより遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) 上記のお申出があったときは、当社は、戸籍謄本、印鑑証明書その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。この場合、印鑑証明書のご提出ができないときは、当社の認める保証人の印鑑証明書をご提出ください。 (新 設)</p>

「上場会社の役員等(内部者)」とは、以下に該当するお客様を言います。

上場会社等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役(以下「役員」という。)

上場会社等の親会社又は主な子会社の役員

及び の役員でなくなった後1年内の者

上場会社等の役員の配偶者及び同居者

上場会社等の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

上場会社等の使用人その他の従業者のうち証取法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に属する者(を除く)

上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者

上場会社等の親会社又は主な子会社の使用人その他の従業者のうち証取法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実を知り得る可能性の高い部署に属する者(を除く)

上場会社等の親会社又は主な子会社

上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書又は半期報告書に記載されている大株主)

以 上